

お詫びと訂正

株式会社みらい

このたびは、『子ども家庭福祉〔第2版〕』をお買い上げいただきまして誠にありがとうございました。本書に以下の通り誤りがございました。訂正させていただきますとともに、ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

該当箇所	誤	正
p.122 4行目	(p.124を参照)	(p.130を参照)
p.130 1行目	婦人相談所	女性相談支援センター
p.130 4行目 p.131 1行目	婦人相談員	女性相談支援員
p.130 5行目	婦人保護施設	女性自立支援施設
p.130 側注	<p>*5 婦人相談所</p> <p>売春防止法に基づく都道府県に必置の施設です。当初は売春を行うおそれのある女子に対する、婦人相談員による相談や指導、婦人保護施設での一時保護等を行う役割を担っていましたが、DV防止法の成立以降は、配偶者暴力相談支援センターの機能を担う施設の一つとして位置付けられています。</p>	<p>*5 女性相談支援センター</p> <p>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく都道府県に必置の施設です。2024（令和6）年度に売春防止法による婦人相談所から名称等が変更されました。性的な被害、家庭の状況等による困難な問題を抱える女性に対し、女性相談支援員による相談や必要な援助、一時保護や関係機関との調整等を担うほか、配偶者暴力相談支援センターの機能を担う施設の一つとして位置付けられています。</p>
p.130 下から 12行目	配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫	配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫
p.130 下から 9行目	(第10条)	(第10条・第10条の2)
p.130 下部表	<ul style="list-style-type: none"> ・接近禁止命令（被害者・被害者の子ども等に対する付きまといなど6か月間禁止） ・退去命令（被害者の住居から退去2か月間） ・電話等禁止命令（面会要求、行動監視等、暴言、無言電話・メール等、汚物等送付、性的文書・画像等送付など） 	<ul style="list-style-type: none"> ・接近禁止命令等（被害者・被害者の子ども等に対する付きまといや面会要求、行動監視等、暴言、無言電話・メール等、汚物等送付、性的文書・画像等送付など1年間禁止） ・退去等命令（被害者の住居から退去2か月間）